

# 諏訪市立中学校 部活動ガイドライン

平成31年4月

諏訪市教育委員会

## はじめに

部活動は「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と中学校学習指導要領総則に示されています。

中学生期の充実した部活動は、学校教育の一環として行われ、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、生徒同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動です。

また、部活動を通して、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動及び科学等に親しむ能力や態度を育成したり、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を養ったりするなど、様々な教育的効果があり、明るく充実した学校生活を送るうえで大きな役割を果たしています。

しかしながら、近年、少子化による生徒数の減少やそれに伴う教員の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足、学校に求められるニーズの増大による教職員の多忙化といった、解消すべき新たな課題にも直面しています。

このような現状や国・県のガイドラインを受け、諏訪市立中学校部活動のより望ましい運営方法について検討するために、本年「中学校部活動改革検討委員会」を設置し、議論を重ね、このたび「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」としてまとめました。

今後、学校、生徒、保護者、地域のスポーツ指導者、教育委員会等が本ガイドラインに基づく取組により、生徒一人ひとりに応じた指導の改善工夫及び、運営体制の整備等を行うことにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動に親しむ能力や態度を育み、生徒たちの笑顔と輝きがあふれる部活動が実施されることを願うものです。

平成 31 年 4 月

諏訪市教育委員会

# 目 次

部活動ガイドライン策定の趣旨	1
1 適切な運営のための体制整備	1
(1) 「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
3 適切な休養日等の設定	3
4 学校単位で参加する大会等の見直し	4
5 今後の取組	4

## 部活動ガイドライン策定の趣旨

本ガイドラインは、義務教育である中学校（小中一貫校の7～9年生を含む。以下同じ。）段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

### 1 適切な運営のための体制整備

(1) 「諏訪市立中学校部活動ガイドライン」の策定等

ア 市教育委員会は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下、「国ガイドライン」という。）」に則り、県の「長野県中学生期のスポーツ活動指針（以下、「県ガイドライン」という。）」を参考に、文化部活動についても、その特性を踏まえ、「諏訪市立中学校部活動ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）」を策定する。

イ 校長は「市ガイドライン」に則り、毎年度、「学校部活動運営方針」を策定し、教育委員会の承認を得た上で、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 顧問は、校長の承認を得た上で、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程）を作成する。

エ 顧問は、翌月までの部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長の承認を得た上で、前月中に生徒に配布する。

オ 校長は、毎月の活動実績を確認する。

カ 各中学校に設置する「部活動運営委員会」では、県教育委員会の指針などを踏まえて、具体的な活動の方針や取組について検討すると共に、定期的に見直しを行い、部活動が

適切なものになるように努力する。また、運営委員は、部活動顧問、部活動指導員、保護者、外部指導者等とする。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関わりについて、働き方改革の視点から、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに

に、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。さらに、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、生徒の発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動及び文化部活動における休養日並びに活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 疲労の蓄積を抑えて生徒の健康状態や学習意欲、練習の効果を高めるため、平日は1日、土曜日及び日曜日に1日の休養日を設定する。
- 大会や練習試合、コンクールへの参加等により、土曜日及び日曜日の両日、活動する場合は、休養日を他の日に振り替えるとともに、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- 長期休業期間では、生徒の健康状態や家族との触れ合い等を十分に配慮し、休養日を設定する。なお、長期休業期間の活動は、休業日全体の1/3を目安とする。
- 平日の総活動時間は、原則2時間程度とし、長くても3時間を超えないように配慮し、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休日（土曜日及び日曜日）の活動は、どちらか1日の午前または午後の3時間以内とする。
- 各中学校での放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は、原則として行わない。  
ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活のリズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の部活動を実施する。

○ その他についても、学校ごとに状況が異なるので、実情を十分に配慮した上で、生徒や保護者に対して説明し、理解を得てから行うようにする。

イ 市教育委員会は、下記ウに関し、適宜、支援及び指導を行う。

ウ 校長は、「学校部活動運営方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「市ガイドライン」に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 校長は、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ工夫する。例えば定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりする。

#### 4 学校単位で参加する大会等の見直し

○ 校長は、教員の部活動指導時間の上限を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

#### 5 今後の取組

本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。本市においては、近年、部員数の減少に伴う合同チームの編成や教員数の減少による専門性の低下、生徒や保護者のニーズの多様化など、従前と同様の運営体制では活動を維持することが難しくなっている。

そのため、生徒・教員の現状と課題を整理し、取組を改善していく必要がある。

また、本ガイドラインを踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、長期的に、市全体で、従来の学校単位での部活動に代わりうる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

今後、学校の取組だけでなく、諏訪市教育振興基本計画の理念の下、地域総合スポーツクラブの設置についての研究や、スポーツ推進委員・芸術文化関係団体等との連携、スポーツ施設・社会教育施設・文化施設等の活用など、地域社会全体が連携、協力した取組を進めていく必要がある。

なお、市教育委員会は、市ガイドラインを踏まえた各中学校の取組状況や部活動の実態を把握するとともに、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う。

**【参考文献】**

\*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

\*平成31年2月

長野県中学生期のスポーツ活動指針 改訂版（長野県教育委員会）